

川崎市立三田小学校いじめ防止基本方針

1 令和2年度 学校経営方針

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・夢教育2020

学校教育目標

豊かな人間性を培い、心身ともにたくましく
実践力のある三田の子の育成

学校経営方針

- 1 子ども一人一人を大切にした人権尊重教育の充実
- 2 基礎基本の確実な定着と個に応じた指導の充実
- 3 心と体の教育の充実
- 4 保護者や地域社会との連携協力
- 5 安心・安全、防災教育、危機管理への対応
- 6 教職員の資質向上

目指す児童像

- ◆思いやりのある明るい子（進んで人と関わる）
- ◆健康でたくましい子
- ◆創造性豊かで考える子（自分で考え判断する）
- ◆粘り強く進んで実践する子（目標をもって最後まで頑張る）

中期学校経営計画（3年間）

① 確かな学力の育成	② 人権尊重教育の充実 豊かな心の育成	③ 健やかな体の育成	④ 開かれた 学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○進んで新しいことを学び取ろうとする意欲を育てる ○自ら考え・判断し表現できる資質や能力を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人を大切にした教育の充実に努める ○人の気持ちが分かりあえる豊かな心を育む ○物事にけじめをもち、協力できる社会性を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康でたくましい体の育成を図る ○根気強く、粘り強い意志を持ち、進んで実践する児童を育む 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の中の学校として、地域教育力を活用し、地域とともに児童を育む ○情報発信に努める

今年度の重点目標

<ul style="list-style-type: none"> ○基礎基本の定着を図り、個の実態に応じた学習活動の工夫改善を行う ○他者との対話や議論を通じて協力しながら問題解決を図る能動的協働的な学習を進める ○<u>指導要領実施に伴うカリキュラムマネジメントの確立</u>を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程全般において人権尊重教育を実施 ○<u>支援教育の充実</u> ○いじめのない環境づくりと早期発見対応 ○教育相談体制の充実 ○インクルーシブ教育の理念を踏まえる 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活全般を通して、健康・安全に関する知識を身に付けられる学習活動の工夫 ○学校事故や防犯に対する日常的な予防と、緊急時の速やかな対応 ○<u>学校防災計画</u>の精度を高め、<u>関係機関との連携</u>を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教材を単元に取り入れた学習展開 ○学校HP・学校便り・学年便り等を通しての情報発信 ○情報モラル教育の推進と保護者との連携 ○<u>50周年に向けて地域との連携を意識した活動の計画</u>
---	--	---	--

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○「確かな学力」「わかる授業づくり」のための<u>教材研究やカリキュラムの見直し</u> ○対話や議論を大切にした学習活動の工夫 ○評価の考え方の共通理解を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○効果測定2回実施 ○生活アンケートの実施 ○教育相談体制の充実（児童支援COの活用） ○キャリアノートを活用した取り組み ○授業の<u>ユニバーサルデザイン化の取組</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○たてわり活動やキラキラタイムを利用した日常的な活動 ○食に関する正しい知識の指導 ○<u>防災計画の見直しと危機管理意識の向上</u> ○防犯への体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人材・教材の開発活用 ○学校HP等による継続的な情報発信 ○学年に応じた情報モラル教育 ○<u>地域と連携した50周年に向けての活動</u>
--	---	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備する

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高める

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践する

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童の自浄力を育てる

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくれます。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成（次ページ参照）

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立するよう努めます。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせる。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●保護者には事実を伝え、ケース会議で決定した指導指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態とといいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

--

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
 - 1年・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 4年・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 5年・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 6年・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・（児童支援コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（児童支援コーディネーター・児童指導担当）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・運営委員会（代表委員会）との連携・・・・・・・・（5・6年担任）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・（児童支援コーディネーター担当）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・（児童支援コーディネーター・児童指導担当）

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動内容（校内いじめ防止対策会議・児童指導委員会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・重点目標の確認 ・構成員の確認 ・役割分担 ・年間計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取り組みについて ・第1回 効果測定の実施（学年での読み取りと今後の指導についての検討） ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認・ 【児童生徒指導点検強化月間】の取り組み
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施・夏休み期間中の対応確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取り組みの確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・いじめ防止に関する児童会の取組（代表委員会）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・第2回 効果測定の実施（学年での読み取りと今後の指導について検討） ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映・【学校体制振り返り月間】の取り組み
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過 ・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員会を中心としたいじめ防止ポスターや標語の作成
- ・代表委員会や学年を中心としたあいさつ運動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動
- ・学習の中での交流（生活科・総合・行事など）

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成

地域住民・保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・地域教育会議
- ・地域での見守り活動

教職員の取組

[職員研修での取り組み]

- ・「共生*共育プログラム」実施のための研修
- ・効果測定の読みとり方、学級経営への生かし方についての共通理解

[企画会の活用]

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき情報の共有化

[その他]

- ・効果測定の実施（学級経営案に反映）
- ・教育相談の実施（保護者・児童対象）